

18A00

00430

# 鳥取縣公報

昭和二十二年一月十三日  
第千七百八十三號

水曜日

## 縣令

記

一、昭和十四年縣令第九號「自轉車クイヤザニアブ配給規則施行細則」  
二、昭和十七年同第三十四號「企業許可令施行細則」

◇鳥取縣令第十五號  
昭和十六年六月鳥取縣令第三十一號「砂糖配給統制規則施行細則」中次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月十二日

鳥取縣知事 吉 一 田 忠

第一條中「左ノ各號ノニ該當スル場合ニ限リ」とあるを  
「特別ノ事情アル場合ニ限リ」に改める。

第三條但書中「軍用品」を削る。

第四條但書中「軍用品」を削る。

左の縣令はこれを廢止する。

昭和二十二年一月十二日

鳥取縣知事 吉 一 田 忠

◇鳥取縣令第十六號

左の縣令はこれを廢止する。

◇鳥取縣告示第四十七號  
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十二年一月十二日

鳥取縣知事 吉 一 田 忠

一、建築主の住所 米子市末廣町三番地

一、建築物の位置 米子市末廣町四一番地

一、建築物の用途 店舗

00433

00432

00430

00431

昭和二十二年二月十二日

00431

一、建築物の構造 木造瓦葺 平家建  
二、建築物の規模 建築面積 三六、四三九平方米  
突出する部分 三五、八四〇平方米

## 三、命令事項

一、本建築物の存續期間は都市計畫事業實施迄とする  
こと。

一、前號の事業實施の場合は事業者の實施する期日内  
に無償にて本建築物を除却しなければならない。

一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届  
出ること。

一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増  
減若しくは變更することがある。

一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命じたる  
事項を遵守する義務を負ふべし。

## ◆鳥取縣告示第四十八號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう  
に假設建築物建築の件を許可した。

## ◆鳥取縣知事 菊田 忠

一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命じたる  
事項を遵守する義務を負ふこと。

## ◆鳥取縣告示第四十九號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險  
醫である齒科醫上山松吉は昭和二十二年一月七日診療所を  
左記の通異動した。

昭和二十二年二月十二日

鳥取縣知事 菊田 忠

一、異動前診療所々在地

鳥取縣鳥取市瓦町 秋山齒科醫院内

一、異動後診療所所在地

鳥取縣岩美郡宇倍野村宮下一九〇番地

## ◆鳥取縣告示第五十號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險  
醫である齒科醫湖山淳は診療所を昭和二十二年十二月一日  
左記の通り異動した。

昭和二十二年二月十二日

鳥取縣知事 菊田 忠

一、歲

入

昭和二十二年二月十二日

(農業機械公司)

三一

00431

一、建築物の構造 木造瓦葺 平家建  
二、建築物の位置 鳥取市藪片原町  
三、建築物の用途 住宅兼店鋪

## 氏名組合長 豊田 福吉

一、建築物の構造 木造 瓦葺 二十一戸十三棟  
二、建築物の規模 建築面積 九八、五坪

一、建築物の構造 木造 瓦葺 三十六戸二十一坪  
二、建築物の規模 建築面積 九八、五坪

一、建築物の構造 木造 瓦葺 二十一戸十三棟  
二、建築物の規模 建築面積 九八、五坪

三一

印減





00437

## 第一項 防護費

## 第二項 病院費

## 第八款 厚生費

## 第一項 保護救護費

## 第五項 厚生諸費

## 第九款 勸業費

## 第二項 營業費

## 第八項 翻業諸費

## 第十二款 選舉費

## 第一項 選舉費

## 第十三款 諸費

## 第四項 財產費

## 經常部計

## 第一項 警察費

## 第三項 教育費

## 第一項 高等女學費

## 第一項 警察費

## 第四項 勸業費

## 第四項 太陽費

## 第五項 畜業費

## 第六項 商工業費

## 第七項 農業土木費

## 第八項 勸業諸費

## 第六款 選舉費

## 第一項 選舉費

## 第十一項 職員給與改善費

## 第七項 職員給與改善費

## 臨時部計

## 第一項 職員給與改善費

## 第六款 諸費

## 第一項 諸費

## 第五項 諸費

## 第四項 諸費

## 第三項 一般會計補助金

## 第二項 諸收人

## 第一項 諸收人

## 第六項 諸支

## 第五項 諸支

## 第四項 諸支

## 第三項 諸支

## 第二項 諸支

## 第一項 諸支

## 第六項 諸支

## 第五項 諸支

## 第四項 諸支

## 第三項 諸支

## 第二項 諸支

## 第一項 諸支

## 第六項 諸支

## 第五項 諸支

## 第四項 諸支

## 第三項 諸支

## 第二項 諸支

## 第一項 諸支

## 第六項 諸支

## 第五項 諸支

## 第四項 諸支

## 第三項 諸支

## 第二項 諸支

## 第一項 諸支

第八條 委員會に幹事若干名及び書記若干名を置き知事之査定を行ふ爲鳥取縣進駐軍關係設營工事費査定委員會（以下單に委員會と稱す）を設置する。

第一條 進駐軍關係設營工事に關しその工事費の適正なる

第一條 委員會に於ては左の事項を審議決定すること。

一、工事種別毎に工事費の一定基準を設定すること。

二、個々の工事に對する工事費を決定すること。

この規程は昭和二十二年一月十日よりこれを適用する。

附則

第八條 委員會に幹事若干名及び書記若干名を置き知事之査定を行ふ爲鳥取縣進駐軍關係設營工事費査定委員會（以下單に委員會と稱す）を設置する。

第一條 進駐軍關係設營工事に關しその工事費の適正なる

第一條 委員會に於ては左の事項を審議決定すること。

一、工事種別毎に工事費の一定基準を設定すること。

二、個々の工事に對する工事費を決定すること。

この規程は昭和二十二年一月十日よりこれを適用する。

00438

鳥取縣告示第五十五號

鳥取縣進駐軍關係設營工事費査定委員會規程を左の通り定める

昭和二十二年二月十二日

鳥取縣知事 吉田忠一

鳥取縣進駐軍關係設營工事費査定委員會規程

第一條 委員會に於ては左の事項を審議決定すること。

一、工事種別毎に工事費の一定基準を設定すること。

二、個々の工事に對する工事費を決定すること。

この規程は昭和二十二年一月十日よりこれを適用する。

附則

第八條 委員會に幹事若干名及び書記若干名を置き知事之査定を行ふ爲鳥取縣進駐軍關係設營工事費査定委員會（以下單に委員會と稱す）を設置する。

第一條 進駐軍關係設營工事に關しその工事費の適正なる

第一條 委員會に於ては左の事項を審議決定すること。

一、工事種別毎に工事費の一定基準を設定すること。

二、個々の工事に對する工事費を決定すること。

この規程は昭和二十二年一月十日よりこれを適用する。